

犯罪被害者支援に関する 3 つの検討会の最終取りまとめ（案）について

最終取りまとめ（案）の概要は以下のとおり。

1 経済的支援に関する検討会

- 犯罪被害者等に対する給付の抜本的な拡充等。
 - ・ 給付金の最高額を自賠責並の金額に近づけ、最低額についても引き上げる方向。
 - ・ 特に平均収入が低い若年層の重度後遺障害者、扶養の負担の多い遺族に配慮。
 - ・ 重傷病給付金対象者に対する休業給付の検討。
 - ・ 財源は一般財源。
 - ・ やむを得ない事情で申請期間内に申請できなかった場合に特例的な申請を認める制度の検討。
- 公的給付から漏れるものについて、民間浄財の基金による救済。
- 深刻な精神的被害を受けた被害者等に対するカウンセリングについての配慮等。
- 無差別大量テロ被害につき、政府の迅速かつ事案に即した適切な救済。
- 被害者参加制度に伴う公費による弁護士選任について、できるだけ早期の制度導入に向けた検討を行う。

2 支援のための連携に関する検討会

- 関係機関団体に、留意事項、連絡先等について記載した「ハンドブック」を作成、備付。国によるハンドブックモデル案の作成等の援助。
- 被害者の負担軽減のための「犯罪等被害申告票（仮称）」の作成。
- 全国被害者支援ネットワークによる研修カリキュラムの作成、認定制度の実施。国による研修カリキュラムモデル案の作成。
- 支援全体をマネジメントするコーディネーターを研修、育成。

3 民間団体への援助に関する検討会

- 事業費の援助等、事業を適切に推進できるような援助。
- 対象団体については、財政運営の透明性の確保等の一定の要件。
- 犯罪被害者等の視点に立った適切な事業の評価が行われることが必要。
- 早期援助団体、その指定を目指す団体及び傘団体への援助の拡充。
- 窓口部局を始め地方公共団体全体の取組を促進するため、モデル事業、地方財政措置等の検討。
- 民間資金の活用（民間団体の広報啓発への協力、国民運動の展開の検討）。

「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ(案)(概要、1／2)

○犯罪被害者等に対する 給付の抜本的な拡充等



①犯罪被害者等給付金の最高額を自賠償並の金額に近づけ、最低額についても引き上げる方向

(参考)

※犯罪被害給付制度の最高額

障害給付金 1,849.2万円

遺族給付金 1,573 万円

※自賠償保険制度の支払限度額

重度後遺障害(常時介護) 4,000万円

死亡事故 3,000万円

②特に平均収入が低い若年層の重度後遺障害者や扶養の負担の多い遺族に配慮

③重傷病給付金対象者に対する休業給付の検討

④財源は一般財源

(罰金の特定財源化、有罪判決を受けた者からの徴収制度の創設は困難)

⑤やむを得ない事情で申請期間内に申請できなかった場合に特例的な申請を認める制度の検討

⑥支給裁定は現行どおり公安委員会で行う方向

「経済的支援に関する検討会」最終取りまとめ(案)(概要、2/2)

○民間浄財の基金による支援

公的給付の拡充や既存の社会保障・福祉制度では救済が困難な場合であって、何らかの救済の手を差し伸べないと基本法の趣旨を全うできないような犯罪被害者等に対し、民間浄財からなる基金による支援を検討

○深刻な精神的被害を受けた被害者等に対するカウンセリングについての配慮等

PTSD等の精神的被害に有効とされる療法についての診療報酬の必要に応じた改定、民間被害者支援団体等におけるカウンセリング・相談の充実等

○テロ被害について政府による迅速な対応

国家、社会に対するテロ行為により無差別大量の死傷者が生じた場合、特別措置法の制定や基金の設置等により、政府において迅速に事案に即した適切な救済措置を図る

○刑事裁判への参加制度導入に伴う公費による弁護士選任について

「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度」等を導入する法律の成立に伴う公費による弁護士選任について、できるだけ早期の制度導入に向けた検討を行う

「支援のための連携に関する検討会」最終取りまとめ(案)(概要)

○ 関係機関・団体の連携ネットワークの充実・強化

- ※ 既存の関係機関・団体の主な連携ネットワーク
- ・ 被害者支援連絡協議会(都道府県レベル)
 - ・ 被害者支援地域ネットワーク(基礎的自治体レベル)
県知事部局や市担当部局、警察、地方検察庁、法テラス、弁護士会、医師会、臨床心理士会、県や市の相談機関、経済界、報道機関、民間支援団体などで構成



- 犯罪被害者支援ハンドブック(仮称)の作成、備付け
 - ・ 関係機関・団体相互の役割分担や連携方法等についての認識や支援・連携のために必要な知識を共有
 - ・ 基礎的自治体レベル、都道府県レベルのネットワークにおけるハンドブック作成、備付
- 国によるハンドブック・モデル案の作成
 - ・ 上記ハンドブック作成に必要な援助を行う
 - ・ 内容
 - － 支援に携わる者の心構え及び留意事項
 - － 被害者に提供すべき情報
 - － 関係機関・団体へ伝達すべき情報
 - － 関係機関・団体の概要、支援関連業務の内容、連絡先一覧
- 犯罪被害者等の負担を少しでも軽減し、スムーズな支援に資するため、被害状況等を記載できる「犯罪等被害申告票(仮称)」の作成

○ 民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修



- 全国被害者支援ネットワークによる研修カリキュラムの作成・認定制度の実施
 - ・ 全国どこでも一定レベル以上の均質な支援を行うため、研修内容を統一
 - ・ 初級、中級、上級、コーディネーターといったレベル別のカリキュラムの作成と研修の実施
 - ・ 研修修了者に対して証明書を発行するといった認定制度の導入
- 国による研修カリキュラム・モデル案の作成
 - ・ 全国被害者支援ネットワークはじめ民間団体の研修に資するよう、国において、同ネットワーク等と協力し、カリキュラムのモデルを作成
- 「コーディネーター」の育成
 - ・ 上記研修カリキュラムを用いた研修の着実な実施により支援全般をマネジメントする「コーディネーター」を育成
- 民間団体において支援活動を行う者の留意事項等を記載したいいわゆる「倫理綱領」の作成、遵守

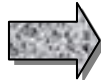
「民間団体への援助に関する検討会」最終取りまとめ(案)(概要)

1. 民間団体への公的な財政的援助を検討する際の基本的考え方

- 援助の対象となる事務の範囲 : 事業費の援助等、事業を適切に推進できるような援助
⇒ 相談・情報提供、付添い、自助グループ支援及びそのために必要な研修等
- 援助の対象となる団体の範囲 : 被援助事業を適正かつ確実に実施できるような一定の体制がとられている団体
⇒ 活動実績、財政運営等の透明性や会計処理方法、個人情報の管理状況等
- 援助の対象となる事業について、犯罪被害者等の視点に立った適切な評価が行われることも重要

2. 援助拡充に向けた検討の方向性

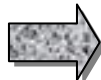
○犯罪被害者等早期援助団体
及びその指定を目指す団体
への援助の拡充



- 都道府県警察費補助金の活用をはじめとした財政的援助の充実
- 早期援助団体の指定を目指す団体の援助の拡充
◆付添い・自助グループ支援に要する費用の拡充検討

※ 犯罪被害者等早期援助団体 : 13団体 同団体の指定を目指す団体 : 33団体 (平成19年9月末日現在)

○全国的な傘団体(全国被害者
支援ネットワーク)への援助



- 全国的な傘団体(全国被害者支援ネットワーク)への援助
◆国による財政的援助の拡充検討
◆標準的な研修プログラムを作成・周知の際の傘団体との連携協力検討

○その他の援助の経路の可能性・
方策



- 窓口部局を始めとする地方公共団体全体の取組の促進
◆地方公共団体による援助の充実に向けた情報提供、啓発等
◆モデル事業や地方財政措置の検討

○民間資金の活用



- 民間団体における活動費用確保に対する支援
◆民間団体の広報啓発への協力
◆国・地方公共団体における気運の醸成(国民運動の展開の検討)